

番号制度に係る地方税業務システム検討会（第1回）議事概要

日 時：平成25年7月17日（水） 13:00～16:00

場 所：中央合同庁舎第7号館9階 共用会議室5

出席委員：浅井委員、遠藤委員、奥井委員、加藤委員、川真田委員、小池委員、
小林委員、高木委員、寺田委員、平川委員

議 題：

- 番号制度に係る地方税業務システム検討会について
- 社会保障・税番号制度について
- 地方税務システムの構築に係るガイドラインについて
- その他

議事概要：

- ・ 障害年金や遺族年金については、受給者からも社会保障分野からも情報が入って来ず、かつ申告もされない。個別調査を行って判明することになるため、社会保障分野からの情報があれば手間が省ける。
- ・ 一部の市町村で情報提供ネットワークを用いず、これまでどおり紙媒体でやりとりするところがあると、事務が減らないので照会の方法を統一すべき。
- ・ 住登地以外で課税された者の情報を調べる際、住基ネットでは特定できないため、当該情報を保有する市町村を全て特定できるのか懸念している。
- ・ 転入、転出を繰り返しているため、宛名システムで複数の宛名コードを振っている者がいた。その者について、ある税目では過納又は重納が生じているので還付処理をしたところ、別の税目では未納であることが判明したことがあった。個人番号が振られていれば、滞納処理が間に合わなかったということ未だに未然に防げたと考える。
- ・ 自動車税や固定資産税における個人番号の把握について、納付書に番号を記載してもらうということより、国交省や法務省から来る情報に番号を記載して送付してもらうというのが適切な対応。
- ・ 情報提供する所得情報について、課税資料が全くなく被扶養者にもなっていない者については、申告を求めない限り非課税者と証明することは難しい。

- ・現在、住登外者について住登地を知り得た範囲で地方税法第 294 条第 3 項の通知を郵送しているが、番号制度導入後は住基ネットで見られるので、住登外者全てについて通知を送ることとなる。通知を初めて送る場合は送付するが、次の年からはどこで課税されているかわかるので、情報提供ネットワークシステムで所得情報を確認して貰うことで通知の省略ができないのか。